

2013年6月19日

県知事候補

様

公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会
理事長 本郷 善通

兵庫手話通訳問題研究会
運営委員長 仲井 和枝

兵庫県手話サークル連絡会
会長 星 百合香

公開質問状質問事項

日ごろより聴覚障害者福祉の向上にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。

県知事選挙の立候補者の皆様に、聴覚障害者施策に関して質問いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、6月30日までに下記回答先にFAX又はメールでご回答頂きますようお願いいたします。

尚、ご回答は原文のまま団体機関紙、ホームページ等で公表いたします。

回答先 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会
FAX 078-371-0277
TEL 078-371-5613
E-mail : info@hyogodeaf.com

1. 障害者総合支援法 意思疎通支援事業（地域生活支援事業）における手話通訳を派遣する事業の利用者負担についておたずねします。

手話通訳は聴覚障害者が社会参加するために必要不可欠であり、話し手と聞き手を双方向で繋ぐその役割は聴覚障害者のみでなく聴覚障害者とコミュニケーションを取る健聴者にも必要です。手話通訳者の派遣に当たって、利用者として聴覚障害者のみに負担を求めることについてどのようにお考えでしょうか。

2. 障害者総合支援法 意思疎通支援事業（地域生活支援事業）における手話通訳者を派遣する事業の派遣範囲についておたずねします。

「親族の結婚式へは派遣できるが、友人の結婚式は認めない」「障害のある親が子どもの三者面談のために県立学校へ行くときは県立学校側の責任で通訳者を用意すべきで市町からは派遣しない」など派遣範囲が限定している自治体もあります。今年3月に厚労省が示した意思疎通支援事業のモデル要綱では対象分野を「聴覚障害者の日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」（ただし社会通念上派遣することが好ましくない、公共の福祉に反すると認める内容を除く）として、対象の制約を事実上廃止しました。手話通訳派遣範囲についてどのようにお考えでしょうか。

3. 障害者総合支援法 意思疎通支援事業（地域生活支援事業）における手話通訳者を設置する事業についておたずねします。現在県内41市町の内、同事業を実施しているのは21市町です。

手話通訳者を設置する事業を兵庫県内全市町で実施することについてどのようにお考えでしょうか。

4. 災害時・緊急時の聴覚障害者への情報保障についておたずねします。

災害時・緊急時の聴覚障害者に対する情報提供についてどのようにお考えでしょうか。

5. 県立病院への手話通訳者の配置についておたずねします。

県立病院には全県下から重い症状の聴覚障害者が外来受診や入院をしています。県立病院に手話通訳者を配置することで、専門的な内容でも聴覚障害者が安心して診療を受けることができます。県立病院への手話通訳の配置についてどのようにお考えでしょうか。

6. 聴覚障害者への理解促進についておたずねします。

聞こえないこと、コミュニケーションに関する知識が無ければ聴覚障害者の困難を理解する事ができません。

県民である聴覚障害者の社会参加のために、まずは県職員と県議会議員が聴覚障害の特性や手話通訳の必要性を理解することが必要です。

県職員や県議会議員に聴覚障害について知識を深めることについて、どのような方針を持って進められるお考えでしょうか。

7. 県の障害者施策の立案過程への聴覚障害者の参画についておたずねします。

障害者基本法に定める国（内閣府）の障害者政策委員会には、ろうあ者、難聴者、盲ろう者の代表者がメンバーになっています。

同法により、都道府県には障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査・審議し、及びその施策の実施状況を監視することを役割とする合議制の機関を設けることが定められています。この機関にろうあ者、難聴者、盲ろう者団体の代表者を委員とすることについてどのようにお考えでしょうか。

8. 聴覚障害者の就労支援についておたずねします。

①現在、ハローワークには一ヶ月 7 時間しか手話協力員が配置されていません。聴覚障害者の社会参加のためには常勤による継続的な業務が必要と考えます。この問題についてどのようにお考えでしょうか。

②伊丹の障害者職業訓練校では、手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者は入学を認められていません。

障害者の就労支援を進める立場から、この問題についてどのようにお考えでしょうか。

9. 現在、介護保険の定める事業には聴覚障害者に対応するサービスが提供されていません。聴覚障害を持つ県民の老後の暮らしを支える介護保険サービスについてどのようにお考えでしょうか。

1 0.聴覚障害児教育についておたずねします。

手話はろうあ者にとってなくてはならないコミュニケーション手段であり、言語です。兵庫県立の聴覚特別支援学校における、手話を獲得することができる教育や手話で学ぶことができる教育の実現についてどのようにお考えでしょうか。

1 1.聴覚障害者の地域生活支援についておたずねします。

障害者総合支援法の地域生活支援事業により、専門性の高い相談支援事業は都道府県の必須事業となりました。

現在は県立聴覚障害者情報センターに、週3日相談員が配置されています。聴覚障害者の相談支援事業は常勤による継続的な業務が必要だと考えます。

聴覚障害者の相談支援事業について、どのようにお考えでしょうか。

1 2.兵庫県は広く、聴覚障害者情報提供施設（県立聴覚障害者情報センター）は神戸市1カ所のみでの設置だけでは、遠方に住む聴覚障害者は利用できません。

現在、兵庫県内では聴覚障害についての社会資源が不足しています。「ひょうご障害者福祉プラン」やユニバーサル社会づくり指針に沿って聴覚障害者の多様なニーズへの対応や障害特性に対する配慮、災害時の聴覚障害者の支援、生活相談支援・就労支援・情報提供等を充実させていくためには県民局単位に拠点となる「地域聴覚障害者センター(仮称)」を設置し、県立聴覚障害者情報センター機能の一部を組み入れる必要があります。

現在、(公社)兵庫県聴覚障害者協会が但馬地域で運営している「たじま聴覚障害者センター」に上記の機能を組み入れることも可能であると考えています。

兵庫県各地における地域聴覚障害者情報センターを設置することについてどのようにお考えでしょうか。

1 3.兵庫県が制定した「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」によると、2020年を目指した将来像の方向性では、「障害のある人自身の高齢化に伴い、各障害（視覚、聴覚、知的障害等）に特化した特別養護老人ホームが整備され、安心して必要な支援が受けられる」「障害特性（視覚、聴覚等）に応じたグループホームが整備され、24時間の支援体制が出来ている」と記載されています。この方向性は私たちの長年の願いと一致しており、具体化に向けた取り組みを期待しております。この事業をどのように進められる方針でしょうか。具体的にお聞かせ下さい。

- 1 4.現在、兵庫県庁障害福祉担当部署には、手話通訳資格を持った正職員は 1 人もいません。聴覚障害者福祉施策の充実には、正職員に、手話通訳有資格者がいることが必要だと考えます。
今後、県の正職員として手話通訳有資格者を採用することについて、どのようにお考えでしょうか。

- 1 5.聴覚障害者の情報アクセス・コミュニケーション保障を権利として定める新たな制度を求める「We Love パンプ運動」は、全国で 116 万筆の署名を集めました。聴覚障害者制度改革推進中央本部では、この署名の趣旨に基づく「情報・コミュニケーション法」の制定をめざし、取り組んでいます。
聴覚障害者の情報アクセス・コミュニケーション保障を権利として認めることについて、どのようにお考えでしょうか。

- 1 6.総合支援法の地域生活支援事業において、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業が都道府県の必須事業となりました。地域生活支援事業実施要綱では、その事業について、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演または講義等、ならびに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするとしています。
この事業の実施についてどのようにお考えでしょうか。

- 1 7.現在、私たちには県知事と直接意見交換する機会がありません。県知事本人が障害当事者・手話通訳者等の支援者と意見交換する機会を毎年持って頂くことについて、どのようにお考えでしょうか。